平成２７年（フ）第２２号
神奈川県横須賀市長沢１丁目51番16―104号
債務者　橋本　孝志
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月由佳子
4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２５０号
茨城県桜川市真壁町東矢貝321番地２
債務者　島田　定一
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　　崇
4　破産債権の届出期間　平成27年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６５号
相模原市緑区下九沢1533番地１　メゾンド・グランチェスタ105号
債務者　加賀見　淳
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢尾　覚史
4　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５号
静岡県沼津市千本港町122番地の19　マルヤ水産内２階、前住所静岡県沼津市千本港町100番地の１　港ミートセンター内
債務者　松下　　強
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　破産債権の届出期間　平成27年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４４５号
静岡県湖西市鷲津2522番地の１　グレイスフルフジミ101、前住所静岡県湖西市白須賀5792番地の５
債務者　森　　清高
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　彬史
4　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
大分市大字賀来2838番地
債務者　村上　宏美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　千秋
4　破産債権の届出期間　平成27年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
宮崎市堀川町134番地２　フレクション堀川205号
債務者　吉井　政明
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　潤
4　破産債権の届出期間　平成27年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１００号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目408番地
債務者　小巻　和美
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成27年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県宍粟市波賀町齋木773番地、事業所の所在地兵庫県宍粟市山崎町加生１―７
債務者　味の一平こと　菊元　伸悟
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２３号
広島県広島市南区宇品御幸５丁目19番16―203号
債務者　林　　誠仁
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１９２号
福岡市博多区吉塚１丁目15―21―302号、住民票の住所北九州市八幡西区鳴水町４番47号
債務者　山下　芳里
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１号
福岡市南区若久３丁目15番27―501号、前住所福岡県糟屋郡志免町王子３丁目１番14号
債務者　竹中　聖人
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５８号
福岡市西区福重５丁目21番18―102号、前住所福岡市早良区藤崎２丁目２番20―405号
債務者　朱雀　一史
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高藤　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月８日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部